

茨城県農業近代化資金利子補給要領

改正平成14年10月 1日
改正平成14年12月18日
改正平成15年 3月25日
改正平成15年11月14日
改正平成16年 5月19日
改正平成17年 4月 1日
改正平成18年 1月20日
改正平成18年 6月16日
改正平成21年 3月27日
改正平成27年 2月 5日
改正平成28年 5月10日
改正平成28年 7月21日
改正平成30年11月13日
改正平成31年 3月 5日
改正令和 2年 6月10日
改正令和 2年10月29日
改正令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 農業近代化資金の利子補給に関しては、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。）、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長依命通知。以下「ガイドライン」という。）、及び茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号。以下「利子補給規程」という。）に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

(貸付対象者等)

第2条 農業近代化資金の貸付対象者、資金使途、償還期限、据置期間、貸付限度額及び融資率は、別表1のとおりとする。

(貸付利率)

第3条 農業近代化資金の貸付利率は、農業近代化融通法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件（平成14年農林水産省告示第1182号）のとおりとする。

2 農業近代化資金であって別表2に該当する資金の貸付利率については、前項の規定にかかわらず利子補給規程別表2に掲げる資金の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を前項の農林水産大臣が定める利率から差し引いた率とする。

(借入申込)

第4条 ガイドライン第2の1の(1)に掲げる者が農業近代化資金を借り入れる場合の借入申込については、資金基本要綱第3の1及び第5の6の(4)による。

ただし、ガイドライン第2の3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合は、資金基本要綱によらず、農業近代化資金借入申込書（様式第1—(1)号又は様式第1—(2)号）を融資機関に提出する。なお、茨城県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証を希望する場合は、債務保証委託申込書を併せて融資機関に提出する。

- 2 ガイドライン第2の1の(2)から(4)に掲げる者が農業近代化資金を借り入れる場合の借入申込については、農業近代化資金借入申込書（様式第1—(3)号）を融資機関に提出する。なお、基金協会の保証を希望する場合は、債務保証委託申込書を併せて融資機関に提出する。
- 3 借入申込書には前2項で定めるもののほか次の書類を添付する。
 - (1) 施設にあっては設計書、配置図、現場案内図等、農機具にあってはカタログ等、資金使途の内容等を記載した書類
 - (2) 見積書等必要な経費の積算に関する書類
 - (3) 建築基準法、農地法及びその他法令等に基づき行政庁の許認可を要するものは、その許認可を証するものの写し
 - (4) ガイドライン第2の1の(1)に掲げる者にあつては、次の書類
最近3か年の青色申告書等又は最近3か年の決算書
 - (5) ガイドライン第2の1の(1)の(カ)、キ及び(4)の(ケ)に掲げる者にあつては、必要な事項について定めた規約
 - (6) ガイドライン第4の3により補助残事業費分について借り入れる場合にあつては、補助金交付決定通知書の写し
 - (7) その他知事が必要と認めた書類

（融資機関等の審査等）

第5条 窓口機関、融資機関及び保証機関等は、ガイドライン第2の1の(1)に掲げる者の借入希望に対して資金基本要綱第3の2及び第5に準じて手続きを行う。

第6条 窓口機関は、資金基本要綱第5の2(4)及び(5)に基づき、特別融資制度推進会議に対して、様式例第1号を参考にして経営改善資金計画の認定を申請する。

- 2 前項の申請を受けた特別融資制度推進会議は、農業経営改善計画との整合性及び農業経営改善計画の達成確実性等を検討した上で経営改善資金計画の認定の可否を決定し、様式例第2号を参考にして回答する。

第7条 第4条第2項に定める借入申込書の提出のあった融資機関は、内容を審査の上、債務保証委託申込書に意見を附して基金協会に送付する。

第8条 基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき、審査の上、保証の決定をし、保証書を融資機関に送付するとともに、当該融資機関を通じて借入申込者にその旨を通知する。

（利子補給承認申請）

第9条 融資機関は、融資審査終了後、農業近代化資金利子補給承認申請書（様式第2号。以下「承認申請書」という。）に借入申込書の写し及び関係書類を添付して知事に

提出する。提出にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、紙による申請もできるものとする。

2 承認申請書の提出期限は、原則として毎月の10日とする。

(利子補給の承認等)

第10条 知事は、前条の承認申請書について審査し、別表1及び各種法令等に適合すると認められる場合にあつては、これを承認し、利子補給承認決定通知書(様式第3号)により融資機関に通知するとともに、基金協会及び当該申請書記載の市町村の長に写しを送付する。

2 知事は、前項の審査にあたって、ガイドライン第2の3の(1)の(ウ)の資金については、水産担当課の意見を聞くものとし、その他の資金についても関係機関に意見を聞くことができる。

3 利子補給の承認日は、毎月の20日とする。ただし、その日が休日等であるときは、その日に最も近い休日等でない日とする。

第11条 知事は、利子補給を承認しないときは、農業近代化資金利子補給承認申請について(様式第7号)により融資機関に不承認の通知をする。

第12条 第10条の第1項の通知を受けた融資機関は、遅滞なく貸付を行うよう努めるとともに、この貸付金が借受者の預貯金口座に長期滞留することのないように十分留意する。

(変更承認申請等)

第13条 融資機関は、第10条の利子補給承認を受けた後、次の各号に該当するときは、農業近代化資金利子補給変更承認申請書(様式第8号)に必要な書面を添付して提出し、知事の承認を得る。提出にあたっては、第9条の規定を準用する。

(1) 借受者から、事業費等の変更に伴い貸付金額が減額となる旨の報告を受けたとき

(2) 借受者から、法人化等について申し出があったとき

(3) 借受者から、天災その他特別な事由により、貸付条件の変更について申し出があったとき

2 融資機関は、第10条の利子補給承認を受けた後、次の各号に該当するときは、農業近代化資金利子補給変更届(様式第8号)に必要な書面を添付して速やかに知事に提出する。提出にあたっては、第9条の規定を準用する。

(1) 繰上償還が行われたとき

(2) 借受者の名称等が変更になったとき

3 融資機関は、第10条の利子補給承認を受けた後、借受者からの申し出等により利子補給の必要がなくなった場合は、農業近代化資金利子補給辞退届(様式第8号)を速やかに知事に提出する。提出にあたっては、第9条の規定を準用する。

第14条 知事は、前条第1項の申請があつたときは、速やかに審査の上、諾否を決定し、農業近代化資金利子補給変更承認決定通知書(様式第9号)により融資機関に通知するとともに、基金協会及び当該申請書記載の市町村の長に写しを送付する。

2 知事は、前条第2項及び第3項の届出があつたときは、基金協会及び当該届出書記載の市町村の長に当該届出書の写しを送付する。

(事業完了報告書)

第15条 借受者は、事業完了後遅滞なく農業近代化資金融資対象事業完了報告書(様式第12号)を融資機関に提出する。

2 融資機関は借受者から提出された農業近代化資金融資対象事業完了報告書の写しを速やかに知事に提出する。

(貸付実行状況報告)

第16条 融資機関は、貸付を行った後、その実行状況を貸付実行状況表(様式第13号)に準じて取りまとめた上、貸付を行った翌月末までに知事若しくは知事が電算事務を委託した機関の長に報告する。

(関係書類の保存)

第17条 融資機関は、農業近代化資金の貸付に関する書類を貸付ごとに整理し、償還終了まで保存する。

(県の調査等)

第18条 知事は、農業近代化資金の貸付について、原則として年1回以上融資機関に対し調査を行う。

2 前項の調査は、書類調査と現地調査とし、茨城県農業近代化資金融資状況調査要領に基づき行う。

第19条 前条の調査等により不適切と認められる事項があった場合、知事は改善を指導する。

2 知事は、次のいずれかに該当するときは、全部若しくは一部の利子補給を打ち切ることができる。

- (1) 借受者が貸付金で改良、造成又は取得した施設機械等を譲渡若しくは転売したとき。
- (2) 借受者が第2条で定める融資率を超過して貸付を受けたとき。
- (3) 借受者が第10条の利子補給承認日より前に事業に着手したとき。
- (4) 融資機関又は借受者が関係法令及び本要領等に違反したとき。

(利子補給契約)

第20条 利子補給規程第4条により利子補給契約を締結しようとする融資機関は、様式第14号により知事に申請する。

2 利子補給契約は、利子補給契約書例(様式例第3号)に準じて締結する。

3 前項で締結した契約を解約しようとする融資機関は、様式第15号により知事に協議する。

(償還方法等)

第21条 借入申込金額及び償還額は「千円」単位とする。

2 償還方法は元金均等償還とする。ただし、償還額に千円未満の端数を生じたときは、端数を初回償還額に加算し、第2回以降を均等償還とする。

3 償還回数は原則として年1回又は2回(5月20日及び11月20日)とする。

(諸政策との連携)

第22条 農業近代化資金の貸付にあたっては、関連諸施策との連携に配慮する。

付 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年12月18日から施行し、平成14年11月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成15年3月25日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年11月14日から施行し、平成15年11月4日から適用する。

付 則

この要領は、平成16年5月19日から施行し、平成16年6月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年1月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成18年6月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年3月27日から施行、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成27年2月5日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年5月10日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年7月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年11月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年3月5日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年6月10日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年10月29日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

1 貸付対象者	ガイドライン第2の1のとおりとする。
2 資金使途	ガイドライン第2の3のとおりとする。
3 償還期限 及び据置期間	ガイドライン第2の5のとおりとする。
4 貸付限度額	ガイドライン第2の4のとおりとする。
5 融資率	ガイドライン第2の7のとおりとする。

別表2

資金の種類	貸付対象者	資金使途及び貸付限度額
1 霞ヶ浦の浄化のための環境改善に必要な資金	茨城県霞ヶ浦水質保全条例（昭和56年条例第56号）に規定する霞ヶ浦流域市町村において豚を飼養するガイドライン第2の1の(1)に掲げる者であること。	ガイドライン第2の3の(1)のAに掲げる資金であって、浄化処理のための直接的事業費とする。ただし、ガイドライン第4の3は適用しない。

別表 3

農業近代化資金等コード表

項目	桁数	内 容
融資機関種別	2	0 農業協同組合 0 総合農協 1 開拓農協 2 酪農協 3 園芸農協 4 養鶏農協 5 その他農協 1 信用農業協同組合連合会 0 3 農林中央金庫 0 9 銀行等 0
融資機関	3	別表 5 のとおり
県単区分	1	1 農業近代化資金 [9 県単資金（農業後継者）育成資金]
貸付の相手方の資格	1	1 農業者（認定農業者，認定就農者を除く） 2 農事組合法人 3 農業協同組合 4 農業協同組合連合会 [5 農業協同会社] 6 任意団体 7 認定農業者 8 認定就農者 9 その他 0 集落営農組織
施設	1	1 個人施設（ガイドライン第2の1の(1)に該当する者の場合） 2 共同利用施設（ガイドライン第2の1の(2)～(4)に該当する者の場合）
号	1	別表 4 のコード表の最初の 1 桁
資金	1	1 一般 2 小土地改良 [3 農業団地] [4 農業倉庫集約整備] [5 地域農業再編整備] [6 地域農業総合整備(H12年度まで)] [7 認定農業者育成推進資金(H12年度まで)] 9 その他

項目	桁数	内 容
県特認 (内容については略称等で表記)	2	00 なし [01 乳牛・和牛導入(S56年度まで)] [02 農業公害防止施設資金] [03 田園都市生活環境改善(S57年度まで)] [04 肥育素牛導入(S56年度まで)] [05 農業生産団地育成(S55年度まで)] [06 中核的農業者育成(S55年度まで)] [07 水田利用再編条件整備特別対策に基づく水田条件整備事業(H10年度まで)] [08 青年経営者育成(S51年度まで)] [09 農村集落センター整備事業(S57年度まで)] [10 しいたけ榎場施設整備(S62年度まで)] [11 省エネルギー装置設置(S62年度まで)] [12 大規模畜産経営安定事業(H11年度まで)] [13 中堅農家生産基盤強化事業(H10年度まで)] [14 同和地区畜産経営事業(H8年度まで)] [15 台風15号災害復旧] [16 繁殖和牛及び肥育素牛導入(家畜導入資金)] [17 新田園空間創造整備資金(住みよいふるさとづくり推進事業)] 18 霞ヶ浦浄化環境改善資金 [19 降ひょう等による災害防止施設] [20 台風10号災害復旧(S61年度)] [21 台風10号災害復旧(特別特認)(S61年度)] [22 農産物低温貯蔵予冷施設資金] [23 米麦ばら出荷施設(H13年度まで)] [24 特産野菜活性化資金(H13年度まで)] [25 ふるさと農業活性化(H10年度まで)] [26 青果物・花き銘柄産地等資金] [27 つくばエクスプレス農業資金(常磐新線農業対策推進資金)] [28 農業災害未然防止推進資金] [29 新規就農促進資金] [30 認定農業者等育成資金(認定農業者)(H11年度まで)] [31 認定農業者等育成資金(認定農業者になろうとする者)(H11年度まで)] [80 認定農業者育成推進資金(H12年度まで)] [81 認定農業者育成推進資金(県単)(H12年度まで)] [82 認定農業者育成確保資金]
使途	4	別表4のとおり
経営形態	1	1 米作関係 2 果樹関係 3 畜産関係 4 野菜関係 9 その他

項目	桁数	内 容
債務保証	1	0 なし 1 あり
市町村	3	別表6のとおり
地域総合	1	0 なし [1 あり]
承認年度	3	西暦下2桁+1桁(0固定)
利率区分	1	0~9, A~Z (適用する金利を特定するためのものであり, 別途県より通知する。)
承認区分	1	[1 県北地方総合事務所 (県北地方総合事務所長)] [2 鹿行地方総合事務所 (鹿行地方総合事務所長)] [3 県南地方総合事務所 (県南地方総合事務所長)] [4 県西地方総合事務所 (県西地方総合事務所長)] 5 本庁 (農林水産部長, 農業経営課長) (承認機関(決裁者)を区別するためのもの。)
承認番号	4	連番(0001~) (承認機関(決裁者)で毎年度4月から連番で付けるもの。)

注1) []書きについては, 令和2年10月29日現在, 新規貸付には用いないコード。
承認番号: 承認年度+承認区分+承認番号

別表 4

農業近代化資金使途区分コード表

1桁	2桁	3, 4桁	内 容	1桁	2桁	3, 4桁	内 容				
1 建 構 築 物	1 農 業	01	農舎	2 機 具	1 農 業	01	乗用トラクター				
		02	温室			02	その他耕うん整地用機具				
		03	ビニールハウス			03	動力稲麦収穫機械				
		04	その他農産物管理用施設			04	その他収穫調整用機具				
		05	農産物集出荷施設			05	農産物処理加工用機具				
		06	農産物処理加工施設			06	病害虫等防除用機具				
		07	農産物貯蔵施設			07	運搬用機具				
		08	農産物販売施設			08	田植機				
		09	農業生産資材製造施設			09	その他農作物育成管理用 機具 原動機				
		10	病害虫等防除施設			10	揚排水用機具				
		11	葉たばこ乾燥施設				肥料調整散布用機具				
		12	その他農産物乾燥施設				農用地改良造成用機具				
						13	堆肥舎 堆肥盤 農業用貯留槽 果樹棚 農業用索道 排水施設 かん水施設 農業生産資材貯蔵施設 農機具保管修理施設 きのこ栽培施設		2 畜 産	01	畜産用機具
						14	公害防止施設		3 養 蚕	01	養蚕用機具
						15	その他農業用施設	3 果 樹 等 植 栽 育 成 資 金	4 果 樹 植 栽	01	果樹
	2 畜 産	01	牛舎	02	茶						
		02	豚舎	03	桑						
		03	鶏舎	04	オリブ・ホップ・アスパラガス						
		04	その他の畜舎	05	花き・花木						
		05	サイロ	06	薬用人参						
			牧柵 ふ卵育雛施設 家畜人工授精施設 家畜市場施設 家畜診療施設	07	さとうきび						
		3 養 蚕	01	蚕室	5 果 樹 育 成	01	果樹				
	02						茶				
	03	桑									
	04	オリブ・ホップ・アスパラガス									
	05	花き・花木									
	06	薬用人参									
	07	さとうきび									

注 1) 建構築物とは、農舎、畜舎、農産物乾燥施設、農産物処理加工施設等の改良、造成又は取得に必要な資金をいう。

2) 機具とは、原動機、農用地改良造成用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具等の取得に要する資金をいう。

1桁	2桁	3,4桁	内 容	1桁	2桁	3,4桁	内 容		
4 家畜購入育成資金	6 家畜購入	01	乳牛	7 大臣特認資金	[4] 果樹植栽	[01]	[花き・花木]		
		02	肥育牛を除く乳牛以外の牛			[02]	[薬用人参]		
		03	肥育豚を除く豚			[03]	[さとうきび]		
		04	馬・羊・山羊						
		05	肥育牛		[5] 果樹育成	[01]	[花き・花木]		
		06	肥育豚		[02]	[薬用人参]			
		07	採卵用にとり		[03]	[さとうきび]			
		08	採肉用にとり						
5 小土地改良資金	7 家畜育成	01	乳牛	[6] 家畜購入	[01]	[肥育牛]			
		02	繁殖用肉牛		[02]	[肥育豚]			
		03	繁殖豚		[03]	[採卵用にとり]			
		04	肥育牛		[04]	[採肉用にとり]			
6 農村環境整備資金	0	01	耕地防風林	8	0	00	セット		
		02	小土地改良						
		01	診療施設					[01]	[中核農家規模拡大等初度的経営資金]
		02	農事放送施設					02	特定の農家住宅
		03	簡易水道施設					[03]	[観光農業施設]
		04	下水道施設					04	内水面養殖施設
		05	託児施設					[05]	[未利用資源活用施設]
		06	研修施設					06	農村給排水施設
		07	集会施設					[07]	[新規就農円滑化]
		08	農業管理センター						
09	ガス供給施設	9	[0]	[00]	[県単]				
10	融雪・防雪用施設	1	00	長期運転資金					
			農作業管理休養施設						
			農業者等健康増進施設						
			地域休養施設						
			生活改善センター						
			生活安全保護施設						
			集落道						
			廃棄物処理施設						

注3) 果樹等育成資金とは、ガイドライン第2の3の(1)のイをいう。

4) 家畜購入育成資金とは、ガイドライン第2の3の(1)のウをいう。

5) 小土地改良資金とは、ガイドライン第2の3の(1)のエをいう。

6) 農村環境整備資金とは、ガイドライン第2の3の(2)のイをいう。

7) 大臣特認資金とは、ガイドライン第2の3の(1)のカをいい、その内訳として、特定の農家住宅は(イ)、内水面養殖施設は(ウ)、農村給排水施設は(ア)をいう。

8) 長期運転資金とは、ガイドライン第2の3の(1)のオをいう。

9) []書きについては、令和2年10月29日現在、新規貸付には用いないコード。

別表5

農業近代化資金融資機関コード表

コード	融資機関	コード	融資機関
4238	水戸農業協同組合	[8110]	[大八洲開拓農業協同組合]
4263	常陸農業協同組合	[4434]	[茨城北酪農業協同組合]
[4267]	[茨城中央農業協同組合]	[8250]	[美野里酪農業協同組合]
[4273]	[茨城みどり農業協同組合]	[8300]	[利根酪農業協同組合]
[4284]	[茨城みずほ農業協同組合]	[8310]	[共栄酪農業協同組合]
[4288]	[茨城ひたち農業協同組合]	[8330]	[きぬ酪農業協同組合]
4294	日立市多賀農業協同組合	3008	茨城県信用農業協同組合連合会
4295	茨城旭村農業協同組合	8900	農林中央金庫
4296	ほこた農業協同組合	9010	株式会社常陽銀行
4301	なめがたしおさい農業協同組合	9020	株式会社筑波銀行
[4310]	[なめがた農業協同組合]	9050	株式会社東日本銀行
4322	稲敷農業協同組合	9060	茨城県信用組合
[4324]	[茨城かすみ農業協同組合]	9070	株式会社千葉銀行
4344	水郷つくば農業協同組合	9080	株式会社三井住友銀行
[4357]	[土浦農業協同組合]	9090	水戸信用金庫
4363	つくば市農業協同組合	9100	株式会社商工組合中央金庫
4371	つくば市谷田部農業協同組合		
4378	茨城みなみ農業協同組合		
[4386]	[ひたち野農業協同組合]		
4387	やさと農業協同組合		
4394	新ひたち野農業協同組合		
[4395]	[美野里町農業協同組合]		
4397	北つくば農業協同組合		
4413	常総ひかり農業協同組合		
4422	茨城むつみ農業協同組合		
4425	岩井農業協同組合		

注 []書きについては、令和2年10月29日現在、新規貸付には用いないコード。

別表 6

農業近代化資金市町村コード表

コード	市町村	コード	市町村
202	日立市	230	かすみがうら市
212	常陸太田市	235	つくばみらい市
214	高萩市	442	美浦村
215	北茨城市	443	阿見町
225	常陸大宮市	447	河内町
364	大子町	564	利根町
201	水戸市	204	古河市
216	笠間市	207	結城市
221	ひたちなか市	210	下妻市
226	那珂市	211	常総市
236	小見玉市	227	筑西市
302	茨城町	228	坂東市
309	大洗町	231	桜川市
310	城里町	521	八千代町
341	東海村	542	五霞町
222	鹿嶋市	546	境町
223	潮来市		
232	神栖市		
233	行方市		
234	鉾田市		
203	土浦市		
205	石岡市		
208	龍ヶ崎市		
217	取手市		
219	牛久市		
220	つくば市		
224	守谷市		
229	稲敷市		

農業近代化資金借入申込書 (個人)

令和 年 月 日

(融資機関の長) 殿

住 所.....

フリガナ

氏 名.....

下記のとおり農業近代化資金を借入りたいので、申し込みます。

借入申込希望額	千円			
借入金の使途				
据置期限	令和 年 月 日			
第1回元金償還日	令和 年 月 日			
最終償還期限	令和 年 月 日			
元金の償還方法	元金均等		第1回	千円
	年 回払い		第2回以降	千円
利息の支払時期	毎年 月 日			
保証または担保				
事業目的				
事業計画	事業内容	数量・規模・能力		事業費
				千円
	事業着手予定日	令和 年 月 日	事業完了予定日	令和 年 月 日
資金計画	所要資金	資金調達		
		この借入金	その他借入金	補助金
	千円	千円	千円	千円
			自己資金	千円

経営の状況	経営規模		農業用施設			家畜			農機具	
	田	a	倉庫	棟	m ²	乳牛	搾乳牛	頭	トラクター	台
	畑	a	農舎	棟	m ²	牛	育成牛	頭	耕うん機	台
	樹園地	a	畜舎	棟	m ²	肥育牛		頭	コンバイン	台
		a	ハウス	棟	m ²	繁殖牛		頭	乾燥機	台
	採草放牧地	a		棟	m ²	豚	肥育豚	頭	田植機	台
		a		棟	m ²		繁殖豚	頭	貨物自動車	台
		山林	a		棟	m ²	鶏	採卵鶏	羽	
				棟	m ²	ブロイラー		羽		台

(添付書類) 青色申告書等の写し

	収 入				支 出	
	区 分	規模	年間生産量	金額	区 分	金額
最近の収入 支出状況	農業			千円	農業支出	千円
				千円	農外支出	千円
				千円	家計支出	千円
	計			千円	租税公課	千円
	農外収入（兼業収入）			千円	既借入金償還額	千円
	収入計			千円		千円
	農業収入計－農業支出			① 千円		千円
	農外収入－農外支出			② 千円	支出計	千円
農業所得割合 ①/(①+②)			%	差引余剰	千円	
目標	5年後の農業所得 農家総所得		千円	5年後の労働時間	時間/年	

注) 年金、祝い金、生産調整助成金等は農外収入に含める。

家族構成等	年 齢	職 業	農業従事日数	農外収入	農外収入の内容
				千円	
				千円	
				千円	
				千円	
				千円	
	雇用労働	常雇	人	臨時	人

注) 農業後継者には、氏名に○印を記入する。

資産の状況	土 地							建 物		
	宅地	田	畑	樹園地	山林原野			居宅		
	m ²	a	a	a	a	a	a	m ²	m ²	m ²

借入金・未払金	種類	借入先	償還期限	借入残高	年間元利金償還額	預貯金	預入先	金額
	農業近代化資金			千円	千円			千円
				千円	千円			千円
				千円	千円			千円
				千円	千円			千円
				千円	千円			千円
	未払金			千円	千円			千円
	合 計			千円	千円			千円
(うち長期資金)			(千円)	(千円)		千円		

農業近代化資金借入申込書 (法人)

令和 年 月 日

(融資機関の長) 殿

住 所
 法人名
 代表者

下記のとおり農業近代化資金を借入したいので、申し込みます。

借入申込希望額	千円			
借入金の使途				
据置期限	令和 年 月 日			
第1回元金償還日	令和 年 月 日			
最終償還期限	令和 年 月 日			
元金の償還方法	元金均等		第1回 千円	
	年 回払い		第2回以降 千円	
利息の支払時期	毎年 月 日			
保証または担保				
事業目的				
事業計画	事業内容		数量・規模・能力	
			事業費 千円	
	事業着手予定日 令和 年 月 日		事業完了予定日 令和 年 月 日	
資金計画	所要資金		資金調達	
			この借入金	補助金
	千円	千円	千円	千円

経営の状況	経営規模		農業用施設			家畜			農機具	
	田	a	倉庫	棟	m ²	乳牛	搾乳牛	頭	トラクター	台
	畑	a	農舎	棟	m ²	牛	育成牛	頭	耕うん機	台
	樹園地	a	畜舎	棟	m ²	肥育牛		頭	コンバイン	台
		a	ハウス	棟	m ²	繁殖牛		頭	乾燥機	台
	採草放牧地	a		棟	m ²	豚	肥育豚	頭	田植機	台
		a		棟	m ²		繁殖豚	頭	貨物自動車	台
	山林	a		棟	m ²	鶏	採卵鶏	羽		台
				棟	m ²		ブロイラー	羽		台

(添付書類) 決算書または青色申告書の写し

法人の概要	設立年月日： 年 月		資本金： 千円		構成戸数： 戸	
	構成員氏名	年齢	役職・担当	法人従事日数	出資口数	備考
	雇用労働	常時雇用： 人		臨時雇用： 人		

	収 入				支 出	
	区 分	規模	年間生産量	金額	区 分	金額
最近の収入	農業			千円	農業支出	千円
				千円	農外支出	千円
				千円	既借入金償還額	千円
	計			千円		千円
収入状況	農外収入			千円		千円
	収入計			千円		千円
	農業収入計－農業支出			① 千円	支出計	千円
	農外収入－農外支出			② 千円	経常利益	千円
	農業事業割合 ①/(①+②)			%	税引後当期利益	千円
目標	5年後の売上高	千円	5年後の労働時間	時間/年		
	総売上高	千円				

注) 年金、祝い金、生産調整助成金等は農外収入に含める。

	種類	借入先	償還期限	借入残高	年間元利金償還額	預貯金	預入先	金額
	借入金・未払金	農業近代化資金			千円		千円	
				千円	千円			千円
				千円	千円			千円
				千円	千円			千円
未払金				千円	千円			千円
合 計				千円	千円			千円
(うち長期借入金)				(千円)	(千円)			千円

資産の概要	項 目	金 額	主な勘定内容
	流動資産	千円	預貯金(), 売掛金(), 受取手形(), 棚卸()
	固定資産	千円	土地(), 建物()
	繰延資産	千円	
	資産合計	千円	
	流動負債	千円	短期借入金(), 買掛金(), 支払手形()
	固定負債資本	千円	長期借入金()
保証債務	千円		

注) 決算書等で把握が可能でありこれを添付した場合は記載不要。

様式第1-(3)号

農業近代化資金借入申込書（共同利用施設）

番
令和 年 月 号
日

（融資機関の長） 殿

団体名

代表者名

下記のとおり農業近代化資金を借りたいので、申し込みます。

借入申込金額	千円				
借入金の使途					
据置期限	令和 年 月 日				
第1回元金償還期日	令和 年 月 日				
最終償還期限	令和 年 月 日				
元金の償還方法	元金均等年 回払い	第1回			千円
		第2回以降			千円
利息の支払時期	毎年 月 日	毎年 月 日			
保証または担保					
事業計画	事業の内容		構造・規模・能力等		事業費
					千円 (うち消費税 千円)
資金計画	所要資金	農業近代化資金	その他借入金	補助金	自己資金
	千円	千円	千円	千円	千円
特記事項					

団 体 の 概 要				
団体の名称		設立の根拠法		
主たる事務所の所在地		構成員数		
事業概要				
設立時期	年 月 日設立			
役員または代表者名	役職名	氏 名	住 所	備 考
資産の概要				
参考事項				

注) 任意団体にあつては、役員または代表者名を構成員とする。

(添付書類)

定款、規約またはこれに準ずるもの。

最新年度の業務報告書または収支決算書、もしくはこれに準ずるもの。

最近時の試算表またはこれに準ずるもの。

農業近代化資金利子補給承認申請書

令和 年 月 日
番 号

茨城県知事 殿

下記の貸付けについて利子補給を受けたいので申請します。

所在地
融資機関名
代表者名

区分	融資機関種別	融資機関	※承認日	※承認年度	※承認区分	県単区分	※利率区分

※承認番号	貸付の相手方 (顧客番号)	資格	貸付金額(千円)		施設	号	資金	県特認	用途	コード	経営形態	貸付利率	利子補給率	第1回 元金償還期日	最終 償還期限	元金償還方法			債務保証	市町村	地域 総合	県決定	備考	
			年回数	初回金額(千円)												2回以降金額(千円)								
		申請																						
		※決定																						
合計	申請																							
	※決定																							

※印欄は県記入欄につき融資機関では記入しないこと。

農業近代化資金利子補給承認決定通知書

令和 年 月 日
番 号

(融資機関名)
(融資機関の長) 殿

令和 年 月 日付けで提出のあった農業近代化資金利子補給承認申請書について、下記のとおり決定したので通知します。

茨城県知事

印

区分	融資機関種別	融資機関	承認日	承認年度	承認区分	県単区分	利率区分

承認番号	貸付の相手方 (顧客番号)	資格	貸付金額(千円)	施設	号	資金	県特認	使途	コード	経営形態	貸付利率	利子補給率	第1回 元金償還期日	最終 償還期限	元金償還方法			債務保証	市町村	地域 総合	県決定	備考		
															年回数	初回金額(千円)	2回以降金額(千円)							
		申請																						
		決定																						
合計	申請																							
	決定																							

様式第7号

令和 年 月 日
番 号

(融資機関の長) 殿

茨城県知事 印

農業近代化資金利子補給承認申請について

令和 年 月 日付け 第 号にて申請のあったこのことについて、下記の理由により不承認としましたので、通知します。

記

貸付の相手方	貸付金額	使 途	不承認の理由
	千円		

農業近代化資金利子補給 (変更承認申請書 ・ 変更届 ・ 辞退届)

変更申請： 貸付金額の減額, 法人化, 天災その他特別な事由による貸付条件の変更等の場合
 変更届： 繰上償還, 名称変更等の場合
 辞退届： 借受の辞退(貸付実行前)の場合

番 号
 令 和 年 月 日

茨城県知事 殿

令和 年 月 日付で利子補給承認のあった下記の貸付について, 次のとおり (変更 ・ 辞退) したいので (申請 ・ 届出) します。

所 在 地
 融 資 機 関 名
 代 表 者 名

区分コード ●条件変更(貸付実行後)コード ●条件変更一部辞退(貸出実行前)コード ●全部辞退(貸出実行前)コード	区分	融資機 関種別	融資機関	承 認 日	承認年度	承認区分	県単区分	利率 区分	承認番号	貸付の相手方	資格
91											
98											
99											

変更・辞退の理由	
----------	--

融資条件の 変更	承認条件 変更条件	貸付金額(千円)	施設	号	資金	県特認	用途	コード	経営形態	貸付利率	利子補給率	第1回 元金償還期日	最終 償還期限	元金償還方法			債務 保証
														年回数	初回金額(千円)	2回以降金額(千円)	

実施事業の 変更	承認事業計画	
	変更事業計画	

※ 県 決 定	
------------	--

- (注)1 標題の「変更承認申請書」, 「変更届」, 「辞退届」はいずれかを抹消すること。
 2 承認条件欄は当初の利子補給承認決定通知書から全項目を転記すること。
 3 変更条件欄は変更項目のみを記入すること。ただし, 「施設」「号」「資金」「県特認」は, 承認条件欄とともに変更条件欄にも必ず記入すること。
 4 辞退届の場合は, 変更条件欄の貸付金額を0と記入すること。
 5 ※印欄は県記入欄につき融資機関では記入しないこと。

農業近代化資金利子補給変更承認決定通知書

令和 年 月 日 番 号

(融資機関名)
(融資機関の長) 殿

令和 年 月 日付けで提出のあった農業近代化資金利子補給変更承認申請書について、下記のとおり決定したので通知します。

茨城県知事

印

区分コード	区分	融資機関種別	融資機関	承認日	承認年度	承認区分	県単区分	利率区分	承認番号	貸付の相手方	資格
●条件変更(貸付実行後)コード 91											
●条件変更一部辞退(貸出実行前)コード 98											
●全部辞退(貸出実行前)コード 99											

変更・辞退の理由	
----------	--

融資条件の変更		貸付金額(千円)	施設	号	資金	県特認	用途	コード	経営形態	貸付利率	利子補給率	第1回元金償還期日	最終償還期限	元金償還方法			債務保証	
														年回数	初回金額(千円)	2回以降金額(千円)		
承認条件																		
変更条件																		

実施事業の変更	承認事業計画	
	変更事業計画	

県決定	
-----	--

農業近代化資金融資対象事業完了報告書

令和 年 月 日

(融資機関の長) 殿

住所
氏名

農業近代化資金の融資を受けて実施した事業が完了したので報告します。

資金の種類			
農業近代化資金借入額	円		
事業着手年月日	令和 年 月 日	完了年月日	令和 年 月 日
事業の内容	(構造, 性能, 型式, 面積, 頭数, 台数など)		
総事業費	計画	円	
	実績	円	

- (添付書類)
- ・請求書の写し
 - ・領収書の写し
 - ・写真 (本体, 銘板等)
 - ・車両の場合は車検証の写し
 - ・その他, 事業に関する証拠書類 (事業費明細, 補助金決定通知等)

様式第 1 4 号

番
令和 年 月 号
令 和 年 月 日

茨城県知事 殿

(融資機関名)

(代表者氏名)

農業近代化資金利子補給契約の申請について

このことについて、茨城県農業近代化資金補給金交付規程(昭和 52 年茨城県告示第 405 号) 第 4 条に定める利子補給の契約をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請理由

(合併により設立した融資機関の場合は、合併年月日及び合併した融資機関を記載)

2 添付書類

(定款又は規程, 業務報告書, 店舗概況など知事が必要とする書類)

様式第15号

令和 年 月 日
番 号

茨城県知事 殿

(融資機関名)

(代表者氏名)

農業近代化資金利子補給契約の解約について

年 月 日に締結した農業近代化資金利子補給契約について、解約したい
ので同契約書第 条の規程により協議します。

様式例第 1 号

番 号
令和 年 月 日

〇〇〇特別融資制度推進会議
会長 〇〇〇〇 殿

(融資機関名)
(代表者氏名)

経営改善資金計画認定の申請について

下記の者から農業近代化資金の借入希望がありましたので、経営改善資金計画を認定していただきたく、関係書類を添付して申請します。

記

No	借入希望者名	住 所	備 考

(添付書類)

経営改善資金計画書，前向き制度資金借入申込希望書等の写し

※借入希望者が認定農業者及び集落営農組織若しくは集落営農組織が法人化するとき
その構成員になろうとする者又は認定農業者である法人の構成員若しくはその構成員
になろうとする者，又は農業参入法人の場合経営改善資金計画の認定が必要となる。

様式例第2号

令和 年 月 日

(融資機関名)
(代表者名) 殿

〇〇〇特別融資制度推進会議
会長 〇〇〇〇 印

経営改善資金計画の認定について

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、下記のとおりとしましたので通知します。

記

No	借入希望者名	認定の可否	認定する期間	備考

(注) 認定する期間は農業経営改善計画との整合性に留意する。

収入
印紙

様式例第3号

農業近代化資金利子補給契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（融資機関名代表者氏名）（以下「乙」という。）は、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙の貸し付ける茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号。以下「利子補給規程」という。）第1条に定める農業近代化資金について、利子補給規程の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙は、農業近代化資金を貸し付けようとするときは、利子補給承認申請書を甲に提出し、甲は、これを審査の上、法令等に適合する場合は、利子補給承認決定通知書を通知する。

第3条 農業近代化資金の利率、利子補給率、償還期間等は、利子補給承認決定通知書のとおりとする。

第4条 乙は、第2条の利子補給承認決定通知書の通知を受けたときは、その通知を受けた日から3ヶ月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、特別な事由により当該期間内に貸付けを実行できなかった場合は、その旨を甲に対し報告するものとし、さらに3ヶ月以内まで貸付けの実行を延長することができる。なお、その通知を受けた日から6ヶ月を経過した場合、当該利子補給承認は無効となる。

第5条 乙は、貸付けの弁済期限等の変更の必要があるときは、利子補給変更承認申請書を甲に提出し、甲の承認を求めるものとする。

第6条 乙は、第4条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に関する貸付けの弁済期限等の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

第7条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第5条に規定する方式により算出した額とする。

第8条 乙は、甲の利子補給に関する貸付債権の管理及び保全に必要な注意を払わなければならない。

第9条 甲は、甲の利子補給に関する資金を借り受けた者がその借入金を他の用途に使用したときは、乙に対する利子補給金の全部若しくは一部を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給交付規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金の全部若しくは一部を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第10条 乙は、甲の利子補給に関する資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等の調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第11条 この契約の内容に変更を加えようとするとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第12条 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番地6
茨城県知事

乙 (住所)
(氏名)